

平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(災害対策・国民保護関係)

平成27年7月29日

全 国 知 事 会

【災害対策・国民保護関係】

1 大規模・広域・複合災害対策の推進について

現在の災害対策法体系について、大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）を想定した国と地方の役割のあり方、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限及び財政負担等の役割分担を含めた見直しを行うこと。

見直しに当たっては、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、全ての主体が総力を挙げて対応できる法体系・仕組みとし、特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

（１）緊急時対応における役割分担のあり方

地方や民間等の主体的な活動を原則としつつ、それに対応できない部分は国の責任で対応すべきことを明確化すること。

（２）包括的な適用除外措置の創設

既存の法律や政省令等による規制や制約により、各主体の緊急時対応が阻害されないよう、包括的な適用除外措置を創設すること。

（３）国の財政支援に係る事務手続きの簡素化等

大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化、資金使途や期間制限等の撤廃及び包括的な財政支援制度の設立など、必要な見直しを行うこと。

（４）緊急時対応体制の構築

国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含めて、専属組織の創設等、国として一元的に緊急時対応を行える体制を構築すること。

（５）広域応援・受援体制の構築

地方自治体の行政機能喪失を想定した水平補完を基本とする支援、支援物資の調達・輸送・配分、広域避難者の受入及び情報収集・共有などの広域応援・受援体制については、地方の意見を十分に聴き、府省庁間の縦割りの是正や国と地方の役割分担の整理、行政版DMAT（被災経験自治体による支援チーム）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害派遣福祉チーム及び災害派遣公衆衛生チームなど各種分野における支援組織の法制化等も含めて体制を構築すること。また、海外支援を積極的に活用するための協力体制を整備すること。

さらに、最近の大雪災害による教訓を踏まえ、普段降雪の少ない地域で大雪となった場合の広域応援体制や費用負担等の仕組みづくり、除雪機の輸送方法の研究と必要な訓練等を検討すること。

(6) 災害救助法の見直し

広域避難者の発生、事態の長期化及び行政機能の喪失等も想定し、被災地以外の自治体が救助に要する費用を支弁した場合の国への直接請求を制度化すること。また、迅速かつ効果的な援助を行うため、期間や資金用途などの制約の撤廃等、自治体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うとともに、必要な経費について、確実な財源措置を行うこと。

(7) 巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化

南海トラフ地震及び首都直下地震の特別措置法等に基づき、巨大地震対策及び津波対策の加速化と抜本的な強化並びに被災後の柔軟かつ早期の復旧・復興が図られるよう、大規模地震防災・減災対策大綱等による具体的かつ実効性のある施策を速やかに進めるとともに、国の応急対策活動の具体計画を踏まえた、防災拠点の整備及び機能向上に係る予算措置をするなど、地方自治体の応急対策に係る財政支援措置を整備充実すること。

また、特に被災リスクの高い地域において、緊急性の高い対策に重点化し、短期集中的に推進できるよう、既存交付金の充実や、新たな制度を創設すること。

(8) 複合災害対策の推進

原子力災害を含む複合災害対策については、別個の関係法令からなる複数の指揮系統による現場の混乱等の課題を踏まえ、従来の府省庁縦割りから脱し、統一的・効果的な複合災害対応が可能となるよう、法体系や国の指揮命令系統の一元化及び本部機能充実を含め、必要な検討・見直しを行うこと。

(9) 災害対策法制等の見直しの更なる推進

上記のほか、中央防災会議「防災対策推進検討会議最終報告」及び全国知事会意見・要望の反映に配慮すること。また、これまで国において進めてきた災害対策法制等の見直しの中で反映できない事項については、引き続き、見直しを検討すること。

2 災害予防対策の推進について

災害から国民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、事前防災及び減災の視点を取り入れた様々なハード・ソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する必要がある。そのため、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災計画の基本となる国の防災基本計画の更なる充実を図るなど、災害予防対策の取組を確実に推進すること。

特に以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。

(1) 災害予防対策の推進

地域防災力の向上に対する支援、防災分野の人材育成、建物・構造物等の耐震化や老朽化対策、津波対策及び液状化対策、建物を守る地盤対策、木造住宅密集地域の改善、共済制度や地震保険制度の充実、ソーシャルメディア等を活用した災害情報伝達手段の研究と整備、情報通信基盤の堅牢化・冗長化など、必要なハ

ード・ソフト対策を推進すること。

(2) 災害に関する調査研究等の推進

地震津波、風水害や土砂災害等の予測精度の向上等を図る取組を推進すること。また、南海トラフ地震や首都直下地震等の観測施設の早期整備と予知・観測体制の強化を行い、津波履歴調査並びに日本海側プレート境界及び海底・内陸部の活断層（未確認断層を含む）の実態など、これまでに十分な知見が得られていない地域の地震等に関する調査研究を推進し、調査結果を早期に公表すること。なお、調査研究にあたっては、従来の理学的分野に留まらず、人文社会科学的な視点も含め、文理連携型の体制の構築を推進すること。

(3) 火山防災対策の充実・強化

戦後最悪の火山災害となった御嶽山噴火を踏まえて、火山の観測や情報連絡体制、火山研究に関する人材育成等の一層の充実・強化を図るとともに、火山噴火の予測精度の向上等を図る取り組みを推進すること。また、火山噴火シナリオ、ハザードマップや避難計画の作成主体を法又は基本方針に位置づけるとともに、財政支援を講じること。併せて、シェルター等の避難施設について、設置主体及び費用負担を含めた整備のあり方や、登山者等へ効果的な情報伝達についても速やかに検討すること。

(4) 特別警報等の発表方法等の見直し

的確な避難誘導等の判断材料になり得る、また住民の身を守る行動を促す特別警報・土砂災害警戒情報等となるよう、予測精度の向上やきめ細かな予測情報の提供に取り組むとともに、災害対応地域が明確となるよう発表範囲を細分化するなど、局地的な災害に対応できる見直しを含む検討を行うこと。

(5) 公共インフラの代替・補完体制の構築、適切な維持・更新

大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）に備え、いまだ骨格を形成する基幹的交通網さえ整備されていない地域も含め、高速道路等のミッシングリンクの解消など、リダンダンシー確保に必要な国土軸の構築のため、公共インフラの整備を早急に進めること。

併せて、社会資本ストック推計による純資本ストックが減少し続け、過小投資状態にあることを踏まえ、公共インフラの維持・更新について、必要な予算の確保等を含めた対策を講じること。

(6) 孤立集落対策

土砂災害等により孤立する可能性のある集落における住民の救助、避難のための臨時ヘリポートの整備や物資の備蓄など、孤立集落対策を行うこと。

(7) 財源の確保

国土強靱化に資する防災・減災対策を着実に推進するため、十分な予算を安定的・継続的に確保するとともに、地方においても計画的に対策に取り組めるよう新たな交付金の創設や緊急防災・減災事業債の恒久化など起債制度の拡充を含め

確実な財源措置等を行うなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、平成28年3月31日に期限が切れる「地震防災対策特別措置法」第4条の適用期間を延長すること。

加えて、消防の体制強化など地域の防災力を高めるための体制整備に対する財政支援の拡充並びに重要インフラ対策に係る国庫補助採択基準の緩和等を図ること。

(8) 地方自治体における防災体制の強化

大規模災害時に、地方自治体が防災関係機関と連携し迅速な初動対応ができるよう、災害派遣経験のある即戦力として、防災スペシャリストを採用・配置する場合、地方交付税などによる財政支援を行うこと。

3 総合的な復旧復興支援制度の確立について

被災住民の円滑な生活再建と被災地域の早期復旧復興を推進するため、東日本大震災の教訓を踏まえ、復旧復興のあり方の理念を含む復旧復興基本法（仮称）を整備すること。その際、被災自治体及び避難者受入自治体が、被災者の生活再建を含めた復旧復興事業を、地域の実情に応じて主体的な判断で実施できるよう、国が必要な財源（復興基金や交付金等の制度化を含む）を措置し、次の事項を含めた総合的な支援制度を確立すること。

(1) 各種制約の緩和・撤廃等

復旧復興を速やかに進行させるため、原形復旧が原則とされている復旧復興財源の制限撤廃や災害査定等の一連の事務手続きの更なる簡素化・迅速化及び事業期間制限の緩和など、既存制度にとらわれない規定を創設すること。

(2) 被災者生活再建支援制度のあり方等

相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。

制度の内容については、被災した世帯がどのように生活再建していくかに着目した支援も可能となるよう検討協議すること。

また、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。

(3) 超大規模災害を想定した事前復興制度の創設

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害が想定されている地域においては、生命、財産、地域産業など住民の日々の暮らしを守る観点から、被災前の円滑な高台移転や区分所有物件の修理・再建等、地域の実情に応じた事前復興が可能となるよう法整備や制度設計を行うこと。

4 原子力災害対策の推進について

(1) 原子力安全対策の充実

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、重大事故は起こるものということ为前提に、事故時に放射性物質の大量放出や拡散を防ぐため、意思決定などマネジメント面への対応を含め、法制度や体制の整備等、安全対策に取り組むこと。

イ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る検証と総括を行い、得られた教訓や新たな知見、世界の最新の知見を規制基準に反映すること。さらに、原子力規制委員会は、立地及び周辺自治体をはじめ様々な専門家の意見を聴きながら幅広い議論を行い、IAEA等の関係機関や事業者からの意見も聴いた上で、規制基準や法制度を絶えず見直していくなど、原子力規制のより一層の充実・強化に不断に取り組むこと。

また、真に実効性のある安全規制とするため、規制基準に基づく厳正な審査を行うとともに、原子力規制の取組状況や安全性について、国民に対し自ら主体的に説明責任を果たすこと。

(2) 原子力防災対策の推進

ア 原子力災害対策指針については、複合災害時における対策など住民の具体的な防護対策等が、未だ不明確であり、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後とも継続的に改定していくとともに、定期的な意見交換の機会を設ける等により関係自治体等の意見を適切に反映していくこと。また、UPZ外においても必要に応じ防護対策を実施することから、対策の具体的実施方法を明らかにするとともに、実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る緊急事態区分及び原子力災害対策重点区域の範囲など未策定の事項について、速やかに指針を策定すること。加えて、これらに係る所要の財源措置を行うこと。さらに、防災対策における地方自治体の役割の重要性に鑑み、地方自治体と国、事業者等との緊密な連携協力体制について、法的な位置付けも含め早急に検討すること。

イ 実効性のある防護対策のために、緊急時モニタリングの実測値だけでなく、原子力発電所の状態やSPEEDI等の放射性物質の大気中拡散予測に関する情報も活用し、住民の被ばくを避けるための具体的活用方法を明示すること。また、避難指示に関する情報等を迅速にわかりやすく公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用できる具体的な仕組みを構築すること。

ウ 高線量下において地方自治体、関係機関、民間事業者等が作業することを想定し、法律に規定する被ばく限度や限度を超えた場合の作業の方法に加え、要員及び避難誘導等に従事する者の指揮命令系統や責任の所在、補償のあり方等に関連する法整備を図ること。

エ 防災対策に係る資機材の配備、緊急時モニタリング体制、緊急被ばく医療体制、住民等の避難が円滑に行える体制の整備、一時退避所、病院、福祉施設等の放射線防護対策等について、関係府省庁一丸となって対応すること。

オ 都道府県や市町村の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、積極的に地方と連携するとともに、避難先、避難経路及び避難手段の調整・確保、並びに必要な資機材の整備、避難に係るインフラの整備や維持管理を行うなど、広域的な防災体制の整備について、国が主体的に取り組むとともに、事業者に対し関

係地方自治体と積極的に取り組むように指導すること。

併せて、都道府県域を超えるような広域的なUPZ圏内外の原子力防災訓練について、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体及び住民と連携しつつ、実践的に実施すること。

カ 重大事故が起こった場合に備え、自衛隊などの実動組織の支援、指揮命令系統や必要な資材の整備等について、国の体制を明確にすること。

キ 地方自治体が地域の特性を踏まえて必要であると判断し、実施する防災対策に要する経費について、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。

5 国民保護の推進について

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、国民生活、国民経済に及ぼす影響を最小となるようにするため、国は、原子力発電所を含む重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。併せて、生活関連等施設については、施設の性質、規模等が様々であり、施設数も多いことから重要施設に限定するなどの政令の基準の見直しを行うなど国民保護に関する業務が的確に実施できるよう努めること。

また、国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。